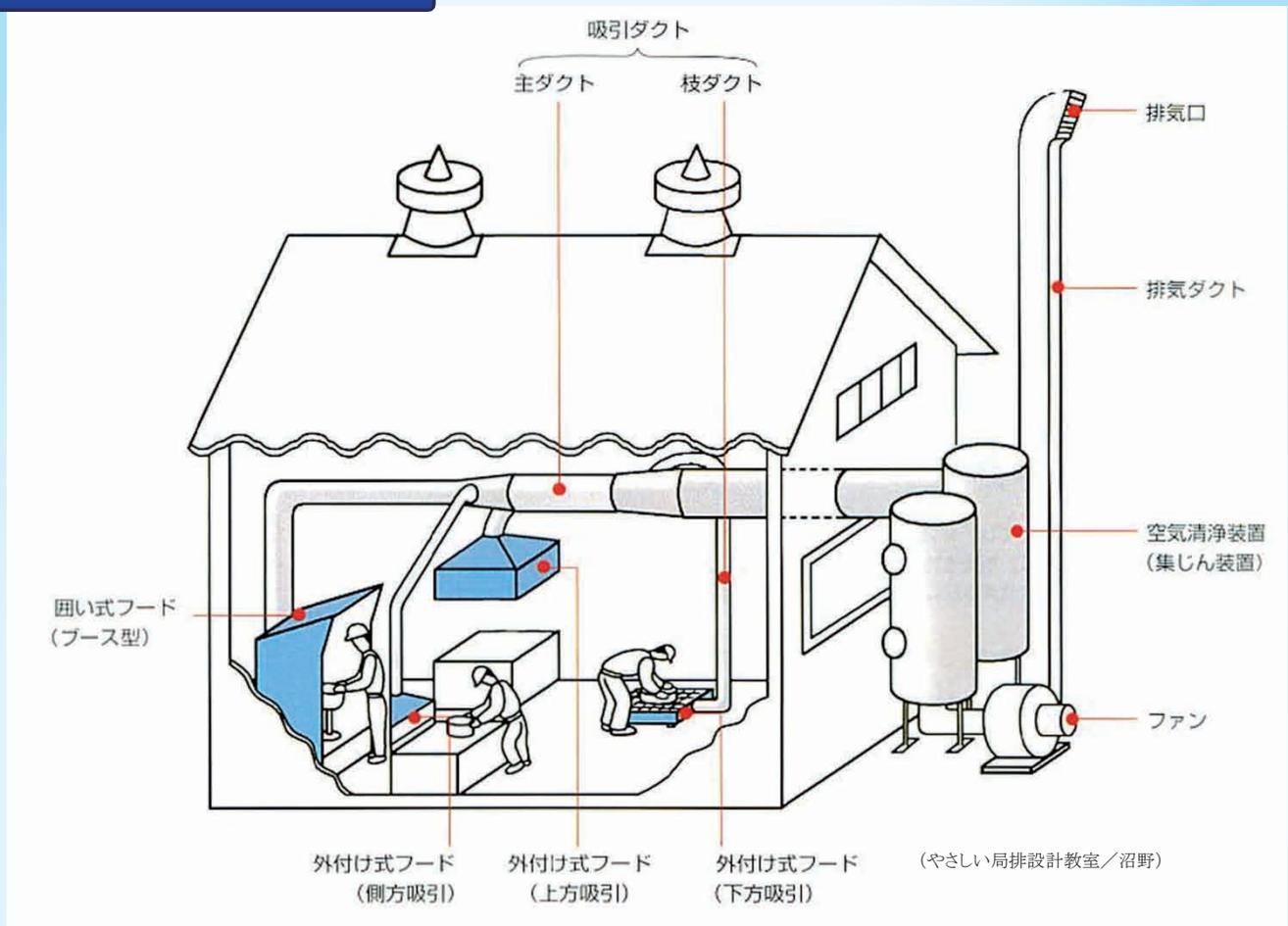


# 有機溶剤蒸気の発散源対策

## 局所排気装置の設置例

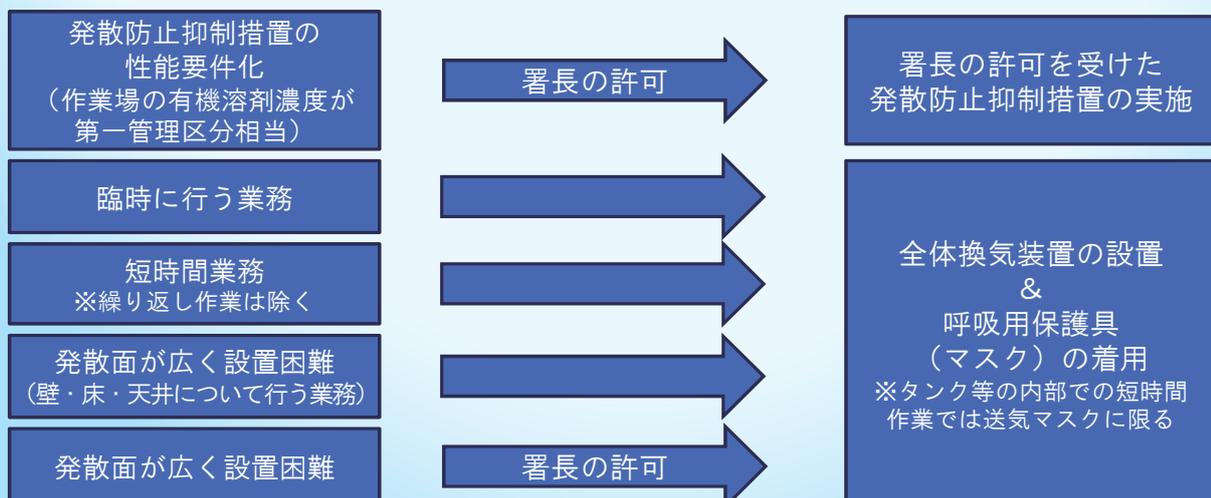


- ・局所排気装置等の設置、移転、変更については、事前に労働基準監督署長への届出が必要です。
- ・局所排気装置は1年以内ごとに1回の定期自主検査と、1月以内ごとに1回の点検が必要です。

## 局所排気装置など設置の例外

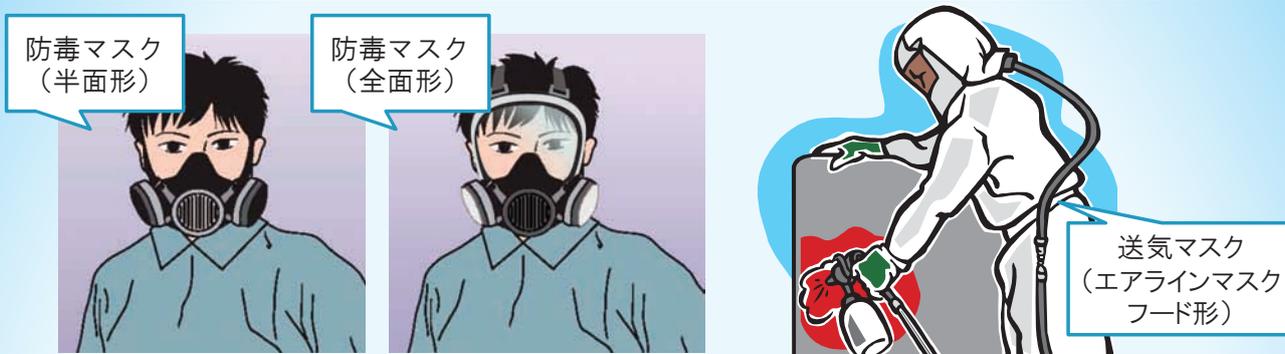
※下記は概略図ですので、要件詳細は法令等によりご確認ください。

(局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けなくてもよい例外)



## 呼吸用保護具

臨時に行う有機溶剤業務、短時間の有機溶剤業務、発散面の広い有機溶剤業務等を行う場合で、局所排気装置等を置かない場合、送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクを使用させなければなりません(タンク等の内部での短時間の業務、有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部での業務については、送気マスクに限ります。)。  
 なお、有機ガス用防毒マスクは有効時間に注意が必要です。



## 作業環境管理

### 作業環境測定

第1種有機溶剤および第2種有機溶剤に係る有機溶剤業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

- 6月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士(国家資格)による作業環境測定を実施
- 結果について作業環境評価基準(告示)に基づいて評価を行い、第3管理区分の場合には、直ちに改善のための措置を講じること。第2管理区分の場合も改善に努める必要がある。
- 測定の記録および評価の記録を3年間保存

注: 作業環境測定士が事業場内にいないときは、登録を受けた作業環境測定機関に測定を委託する必要があります。

物質名	管理濃度 (ppm)	物質名	管理濃度 (ppm)	物質名	管理濃度 (ppm)
アセトン	500	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	50	テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン)	50
イソブチルアルコール	50	酢酸エチル	200	テトラヒドロフラン	50
イソプロピルアルコール	200	酢酸ノルマルブチル	150	1,1,1-トリクロルエタン	200
イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	100	酢酸ノルマルプロピル	200	トリクロルエチレン	10
エチルエーテル	400	酢酸ノルマルペンチル (別名酢酸ノルマルアミル)	50	トルエン	20
エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルフ)	5	酢酸メチル	200	二硫化炭素	1
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルフアセテート)	5	四塩化炭素	5	ノルマルヘキサン	40
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセロソルフ)	25	シクロヘキサノール	25	1-ブタノール	25
エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルフ)	0.1	シクロヘキサノン	20	2-ブタノール	100
オルトジクロルベンゼン	25	1,4-ジオキサン	10	メタノール	200
キシレン	50	1,2-ジクロルエタン (別名二塩化エチレン)	10	メチルイソブチルケトン	20
クレゾール	5	1,2-ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)	150	メチルエチルケトン	200
クロルベンゼン	10	ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)	50	メチルシクロヘキサノール	50
クロロホルム	3	N,N-ジメチルホルムアミド	10	メチルシクロヘキサノン	50
酢酸イソブチル	150	スチレン	20	メチルノルマルブチルケトン	5
酢酸イソプロピル	100	1,1,2,2-テトラクロルエタン (別名四塩化アセチレン)	1		